

中山間地域振興WG取りまとめ

令和8年6月25日

中山間地域振興ワーキンググループ

目次

1.	はじめに.....	3
2.	中山間地域の若手農業者へのヒアリングについて.....	4
	（1）ヒアリング対象.....	4
	（2）ヒアリング事項.....	4
3.	ヒアリング結果の整理.....	5
	（1）農業経営や生活の状況、将来にわたって中山間地域で営農して稼 ぎ暮らしていくための課題やそのために取り組んでいること、施策へ の要望等.....	5
	（ア）中山間地域で営農を行う魅力.....	5
	（イ）若い世代が中山間地域において営農を継続する上での課題..	5
	（2）中山間地域等直接支払の受給状況や期待すること.....	6
	（ア）交付金の使途（個人配分か共同取組活動への配分か）.....	6
	（イ）中山間地域等直接支払の制度への要望.....	7
	（3）多面的機能支払の受給状況.....	9
	（4）平場と比べた条件不利性がある中で、農業で「稼ぐ」ために必要 となる取組・課題や施策による支援を期待すること.....	10
	（5）中山間地域の農業に関する情報発信について.....	10
4.	ヒアリング結果を踏まえた今後の対応方針.....	10
	（1）中山間地域において営農を継続する上での課題.....	10
	（2）中山間地域等直接支払の制度について.....	11
	（ア）交付金の使途（個人配分か共同取組活動への配分か）.....	11
	（イ）中山間地域等直接支払の制度への要望.....	11
	（3）多面的機能支払と中山間地域等直接支払との一体的実施.....	13
	（4）中山間地域の活力を強化するための支援.....	13
	（5）中山間地域の農業に関する情報発信について.....	14
5.	まとめ.....	14
	（別紙）.....	16

1. はじめに

中山間地域は、全国の総農家数、耕地面積、農業産出額のそれぞれ約4割を占め、我が国の食料生産を担うとともに、洪水防止や生物多様性の保全など多面的機能の発揮においても重要な役割を果たしている。

また、中山間地域においては、条件不利ながらも、地域の特性や実情に応じた多様な農業生産が展開される中で、農業を核として地域の産業や経済を支え、地域社会が維持・発展してきた。さらに、中山間地域の農業は、単なる生産活動にとどまらず、地域コミュニティの維持や祭りなどの伝統文化の保存・継承、地域における見守りや日常的な支え合いを含む生活環境の安全・安心などを支える基盤としての機能を有しており、まさに「農は国の基」との言葉の通り、農業を核として、国土を守り、我が国全体に様々な裨益をもたらしている。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展、担い手不足等により、中山間地域における営農を支える基盤は厳しさを増しており、現場においては、農業者の営農実態は様々であり、十分な営農が行われていない事例も見られる。こうした農業の衰退は、これまで中山間地域を支えてきた地域社会やコミュニティの弱体化を招き、これが更なる人口流出につながるといった連鎖が生じつつあり、このままでは地域の維持そのものが困難となりかねない状況にあることが懸念されている。

一方で、都市部での就業などの選択肢もある中、あえて中山間地域にとどまり、厳しい条件下にあっても意欲を持って営農を継続し、農地や地域を守ろうとする若手農業者も存在している。

このような状況を踏まえ、中山間地域においても、将来にわたって営農して稼ぎ、暮らしていける農政を展開し、こうした若い世代が地元に残り、また新たに中山間地域に魅力を感じて農業に携わろうと思ってもらえる環境を整え、中山間地域の活力を強化していくことが重要である。

こうした状況の下、中山間地域においては、これまでも中山間地域等直接支払制度をはじめとする各種施策が講じられてきたものの、これらの施策が現場の若手農業者においてどのように受け止められているのか、また、どのような課題があり、将来にわたって営農して稼ぎ暮らしていくためにどのような対応が求められているのか、また、中山間地域の活力をどのように強化していくのか、については、改めて整理する必要がある。

このため、農林水産省としては、「日本の農林水産行政の戦略本部」における「守る分野」として中山間地域振興ワーキンググループを設置した

ところである。中山間地域振興ワーキンググループにおいては、現場の実態と意向を踏まえた議論を行うため、ヒアリングを重視し、1月13日から3月28日にかけて、24道府県、44市町村において、今後の農業を担う30代から40代の若い世代を中心とした農業者115名に対して、営農の現状や将来にわたって営農して稼ぎ暮らしていくための課題、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間直払」という。）をはじめとした当省の施策に求めること等についてヒアリングを実施した。

このヒアリングの結果を踏まえ、中山間地域農業における課題や今後の対応方針について整理し、取りまとめとする。

2. 中山間地域の若手農業者へのヒアリングについて

(1) ヒアリング対象

ヒアリングを実施した24道府県及び44市町村は以下のとおりであり、20代6名、30代34名、40代57名、50代14名、オブザーバーとして60代3名、70代1名の農業者にヒアリングを実施した。このうち、専業農家は105名、兼業農家は10名であった。

なお、ヒアリングを実施した市町村及び実施日については、別紙のとおり。

(2) ヒアリング事項

ヒアリングに当たっては、若手農業者が、営農の現状や将来にわたって営農して稼ぎ暮らしていけるようにするための課題、中山間直払をはじめとした当省の施策に求めること等について把握するため、以下の事項を中心としたヒアリングを実施した。

ア 農業経営や生活の状況、将来にわたって中山間地域で営農して稼ぎ暮らしていくための課題やそのために取り組んでいること、施策への要望等

(ア) 中山間地域で営農を行う魅力

(イ) 若い世代が中山間地域において営農を継続する上での課題

イ 中山間直払の受給状況や期待すること

(ア) (取り組んでいる場合) 交付金の使途 (個人配分か共同取組活動への配分か)

(イ) 制度への要望

ウ 多面的機能支払の受給状況

(ア) (取り組んでいる場合) 地域における多面的機能支払 (以下「多

- 面支払」という。)と中山間直払の使い分け
- エ 平場と比べた条件不利性がある中で、農業で「稼ぐ」ために必要となる取組・課題や施策による支援を期待すること
 - オ そのほか施策への要望等

3. ヒアリング結果の整理

今回ヒアリングを実施した農業者のうち、中山間直払を受給している若手農業者からの意見を以下の通り整理をする。

(1) 農業経営や生活の状況、将来にわたって中山間地域で営農して稼ぎ暮らしていくための課題やそのために取り組んでいること、施策への要望等

(ア) 中山間地域で営農を行う魅力

中山間地域で営農を行う魅力については、寒暖差や美味しい水があることからコメや夏野菜等を美味しく作ることができること、有機農業を行いやすい環境があること、新規就農に当たって土地の確保を行いやすいこと、農村地域ならではの地域のコミュニケーションによって営農に当たっても集落内で協力関係を築きやすいこと、子育て環境や生活環境が良いこと、景観や空気の良い環境で仕事ができること等が挙がっており、また、生まれ育った地域を守ることや、多面的機能の保全や川下の農地への悪影響の防止等の必要があること等から営農を続けることに使命感を持っているとの声が聞かれた。一方で、中山間地域で営農を行う魅力は思いつかない、との声も聞かれた。

(イ) 若い世代が中山間地域において営農を継続する上での課題

中山間地域における営農に魅力を感じている農業者も含めて、中山間地域で営農を継続することの課題は多いとの回答をしており、特に多く挙げられた課題が鳥獣被害であり、鳥獣被害対策の必要性を多くの農業者が感じていた。

また、高齢化や人手不足によって営農の継続や、草刈りや水路の管理等の農地保全活動の継続そのものに課題があるとの意見が多く出ており、農地保全の重要性を認識しつつも、物理的に手が回らないため特に条件不利性の大きい農地については見切りを付けることも考

えていく必要があるとの意見が出ていた。特に法面が大きい場所の草刈りや、水の確保、水路の泥上げなどの困難性についての意見が見られた。

農地保全活動は農業者だけでなく、営農を行っていない集落内の農地所有者等において日常的に実施されているが、生活の場と営農の場が分離されている大規模な農業者からは、農地所有者等による農地保全活動の停滞が自身の営農継続にも影響を与えていることや生産性の観点からも中山間地域等の条件不利な農地から平場に近い農地や基盤整備が完了した農地への切り替えを進めようとしているという声も出ており、これらの農業者は中山間直払の対象から外れていく傾向にある。農地の集約化の流れの中では中山間地域の農地が取り残されていってしまうため、集落内に存在する兼業農家が営農を継続できる環境を維持する重要性についての意見が見られた。

その他には、農地の面積が小さく、水路や農道が狭小で大きな機械が入らないといった作業性や通作条件が悪いことや、圃場の整備状況が悪いことが課題であるとの意見が見られた。

(2) 中山間地域等直接支払の受給状況や期待すること

(ア) 交付金の使途（個人配分か共同取組活動への配分か）

中山間直払の個人配分と共同取組活動への配分の割合については、集落協定によって異なっており、共同取組活動へ配分されたものについては、鳥獣被害対策、草刈りの日当、共同利用機械の導入、農道の舗装、見回り活動など多様な活用が行われている。将来の営農活動の継続を重視する農業者からは、営農に関係の無い地域活動には活用できないようにすべきではないかとの意見も出ていた。

若手農業者の意見としては、個人配分はありがたいとの意見は一部あるものの、大部分が個人の所得になる個人配分については重視しておらず、共同取組活動への配分を重視するとの意見であった。これは、若手農業者として、個人での負担無しに将来にわたって営農活動が継続できるよう地域で活用できる農業機械等の購入や水路や農道の整備等の営農への投資ができることを評価するとの意見や、個人だけでは難しい鳥獣被害対策や草刈り、農地保全等を地域で行うことが重要であるとの意見、共同取組活動への配分から集落内の草刈り等の受託費を受け取っており、全て個人配分となると受託費を受け取ることが難しくなるのではないかとの意見、共同取組活動を

行うことで集落のつながりの維持に繋がっているとの意見等によるものである。

一方で、地域のリーダーとなる農家が集落協定の共同取組活動を主導しているため、個人配分のみを実施していても、地域としての共同取組活動が問題なく実施されているという例もあり、そういった地域においては今後も個人配分のみを実施していく、との意見が出ていた。

また、現在個人に多く配分されているという集落の若手農業者からは、集落の高齢者が将来の営農まで考慮せずに個人への配分としてしまっているが、将来への投資を考え共同取組活動への配分へと変更したいとの意見や、個人に対して一度配分したものから、共同取組活動への拠出を求めることが難しく困っているとの意見などが出ていた。

こうした意見を踏まえると、若手農業者においては、個人単位での経営だけではなく、地域での共同的な取組により営農の継続や効率化を図ることの必要性を強く感じているものと考えられる。

(イ) 中山間地域等直接支払の制度への要望

ヒアリングにおいて出た若手農業者からの中山間直払に対する主な要望は以下のとおりである。

① 事務負担の軽減や事務を含めた共同取組活動へのサポートの必要性

中山間直払の集落協定における事務については負担が大きく、簡略化してほしいとの意見が多く出ており、ネットワーク化を検討したいとの意見も出ていた。中山間直払を受給していない集落や受給を取りやめた地域については、事務作業をできる者がいないことを理由としているとの話も複数の農業者から出ていた。

このような状況を踏まえ、事務の委託を検討したいとの意見や、集落協定の取組のコーディネーターや企画立案してくれる人材による伴走支援により交付金の有効活用がしたいとの意見が出ていた。

また、事務のデジタル化を検討してほしいとの意見が出ている一方、パソコンを利用できない高齢の農業者が多い集落であるため、全ての事務をデジタル化することはやめてほしいとの意見も出ていた。

(1) (イ) に記載しているとおり、中山間地域においては人手

不足が深刻であるため、営農や農地保全活動などの地域の共同取組活動をサポートしてくれるサービス事業者の必要性についての声が聞かれた。例えば、ドローンを使った農薬散布を行いたいが、ドローンを自分たちで購入する場合採算を取るのが難しいと考えられるためサービス事業者へ委託したいという声や、草刈り作業や農作業の一部をサービス事業者に既に委託しているという声がある一方で、サービス事業者を活用できることは効率が上がり有効だが、価格が高いことが課題との意見も聞かれた。

② 対象農地の拡大

中山間地域においては、(1) (イ) に記載しているとおおり、様々な課題を抱えているため、傾斜によらない不利性を有する農地についても支援対象としてほしいという意見が出ていた。例えば、支援対象となっている急傾斜の農地に囲まれた、支援対象となっていない傾斜農地などについても、通作距離は大きく、営農に当たったの困難性も高いことや、周辺の田と同様の草刈りや水路管理などが必要であることなどから、支援対象とすべき、との意見があった。

また、若手農業者については水稻ではなく収益性の高い野菜や果樹等の畑で就農するケースが多いことや、実際に水稻から収益性の高い作物に転作したことで中山間直払の対象農地から外れることがあるが、畑であっても周辺の田と一体となった共同取組活動を必要としている場合もあり、その場合に畑が支援対象から外れ、集落として受けられる交付金が減少すると、集落としての共同取組活動が停滞する可能性があることなどから、畑について支援対象を拡大してほしいとの意見が出ていた。

③ 若手農業者への裨益

世代間の関係性については地域性が大きいものの、前向きで積極的な高齢者の活動によって支えられており、高齢者も若手の意見を尊重してくれるとの意見もある一方、集落協定においては、若手農業者が少数派であることから、若手農業者の意見が重視されず、高齢者の意見が通ることが多いとの意見が出ていた。例えば、若手農業者としては集落協定の広域化やネットワーク化を進めたいと考えているものの、高齢者においては、周辺集落とのしがらみ

に折り合いを付けることが難しい場合があり、取組が進まない、という意見や、(ア)にも記載しているとおり、交付金の使途について、若手農業者の意見が通りづらいとの意見が出ていた。

④ 交付金の返還規定について

中山間直払については、第4期対策まで、集落協定の一部の農地に集落協定違反があった場合、集落協定全体に交付された交付金の返還を求める返還規定(連座制)が存在していたが、現行制度においては、対象となる一部農地のみを返還の対象とする制度へと変更されている。しかしながら、現行制度においても連座制による返還規定が存在していると認識している農業者の声も聞かれ、制度改定後の周知が不足している可能性があることが分かった。

⑤ 事業の周知について

若手農業者からは、中山間直払と多面支払ともに制度が難しいため、両制度ともに農家でも分かりやすいパンフレットなどを作成してほしいとの意見が出ていた。

⑥ 支援水準

(ア)に記載しているとおり、若手農業者の大部分が個人の所得になる個人配分については重視しておらず、共同取組活動に活用するため、共同取組活動への配分を重視するとの意見であり、個人所得の増加のために単価を引き上げてほしいとの意見は出なかった。一方で、共同取組活動を重視する若手農業者からは、草刈りや鳥獣被害対策等の管理に係る費用を考えると単価を引き上げてほしいとの意見が出ており、その背景として、人手不足や高齢化により草刈りや鳥獣被害対策等の管理の負担が大きくなっていることや、外部に作業を委託せざるを得ないとの声も聞かれた。

(3) 多面的機能支払の受給状況

多面支払については、草刈りや水路補修のための重要な財源であるとの意見や、広域な活動ができるため情報交換ができる機会となっているとの意見、農業外の人を呼びやすいため、建設業などに従事しており重機を使用できる人が手伝ってくれるなど作業効率が上がって良い事業であるとの意見があった一方、中山間直払以上に事務負担が大き

いとの意見が出ており、(2)(イ)①に記載している中山間直払と同様に、事務負担から取り組んでいない地域が存在しているとの意見があった。同一地域で両支払の活動に取り組む農業者からは、両支払については類似の申請手続等を必要としていることから、申請事務の一本化を求める意見が出ていた。

(4) 平場と比べた条件不利性がある中で、農業で「稼ぐ」ために必要となる取組・課題や施策による支援を期待すること

中山間地域は平場に比べて条件不利性があるが、(1)(ア)に記載しているとおり、若手農業者にとって魅力も多く存在しており、これらの魅力を活かし、農業で「稼ぐ」ことを目指す若手農業者の声も多く聞かれた。具体的には、中山間地域の環境を活かした有機農業の取組や高原野菜などの収益性の高い農産物の生産の推進や、地域資源を活用した商品開発や加工施設、レストランの運営などにより、中山間地域と都市との連携を強化していきたいという意見などが聞かれた。

農業で「稼ぐ」取組に対する後押しはもちろん、中山間地域においては地域ごとに様々な課題を抱えていることから、現場の状況を見て取組や中山間直払を含めた事業活用に向けたアドバイスを行う伴走支援人材の必要性や、多様な人材が中山間地域に関わることができる土台作りの必要性などについての意見も出ていた。

また、中山間地域の農業で「稼ぐ」ためには、担い手の定着に向けた支援が必要との意見も出ていた。

(5) 中山間地域の農業に関する情報発信について

若手農業者からは、中山間地域で営農を継続することによって、水源かん養や洪水防止、文化承継等の多面的機能を発揮させるという役割を農家は担っているが、このことが国民に十分に伝わっていないため、中山間地域における農家の役割や中山間直払の制度について分かりやすく発信して、支援につなげてもらいたいとの意見や、都市部の人にも情報発信することによって、地域内外の人々と連携して中山間地域の農業や農村を守っていくことが必要ではないか、といった意見が出ていた。

4. ヒアリング結果を踏まえた今後の対応方針

(1) 中山間地域において営農を継続する上での課題

若手農業者からは中山間地域において営農を継続する上での様々な課題が出ていたが、課題が複層的に存在しており、その結果、特に条件

不利性の大きい農地については見切りを付けることも考えていく必要があるとの意見も出ていた。現在、最適土地利用総合対策によって、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、農用地の保全のための活動等を支援しているが、都道府県、市町村及び集落における本事業の活用を更に促進することとする。

(2) 中山間地域等直接支払の制度について

(ア) 交付金の使途（個人配分か共同取組活動への配分か）

今回ヒアリングを行った若手農業者からは、将来にわたって営農活動が継続できるよう、農地保全活動等に利用できるよう共同取組活動への配分を重視しており、個人配分のみとなった場合は弊害が大きいとの意見が大部分であったが、地域の実情によっては個人配分を重視するとの意見も一部存在している。このため、交付金の使途については、現行制度から変更せず、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において個人配分や共同取組活動への配分を選択できる状況を維持することが適切である。さらに、地域の共同取組活動をより発展させるための方策を検討することとする。

(イ) 中山間地域等直接支払の制度への要望

① 事務負担の軽減や事務を含めた共同取組活動のサポートの必要性

中山間直払の集落協定における事務については負担が大きく、簡略化してほしいとの意見が多く出ていることから、事務手続の簡素化やデジタル技術を活用した事務の効率化を進めることとする。取組を進めるに当たっては、事務手続のサポート、集落協定の取組のコーディネートや企画立案などの伴走支援、営農や農地保全活動などの地域の共同取組活動へのサポートが必要であるとの意見が出ていたことから、集落協定や市町村に対する都道府県レベルでのサポートの推進や、国と地方自治体が連携した集落に対する働きかけの強化、営農活動の継続に資するサービス事業者への支援等により、集落協定や市町村に対するサポート体制を構築することとする。

また、集落協定をサポートすることが可能な郵便局、地域運営組織（RMO）、地域の企業等との連携を進めることとする。例えば、集

落協定のネットワーク化に当たり、企業等が事務局機能を担う協議会を構築することで、事務負担の大幅な軽減を図る取組を推進する。

② 対象農地の拡大

傾斜によらない不利性を有する農地についても支援対象としてほしいという意見が出ていること、若手農業者については水稲ではなく収益性の高い野菜や果樹等の畑で就農する機会が多いことや、実際に水稲から収益性の高い作物に転作したことで中山間直払の対象農地から外れることがあるが、畑であっても田と変わらない共同取組活動を必要としている場合もあり、その場合に畑が支援対象から外れ、集落として受けられる交付金が減少すると、集落としての共同取組活動が停滞する可能性があることなどを理由に、不利性が残る畑について支援対象を拡大してほしいとの意見が出ていることから、現行制度下で対象となっていない傾斜によらない不利性を有する農地であって、営農や共同取組活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合には、集落協定の対象農地に位置付けることが可能となるよう、制度の見直しを検討する。

なお、現行制度においても、田から畑に地目を変更し、畑の支援対象要件を満たさなくなった場合についても、第6期期間中においては畑の緩傾斜単価の交付を受けることが可能とされている。

③ 若手農業者への裨益

集落協定においては、若手農業者が少数派であることから、若手農業者の意見が重視されず、高齢者の意見が通ることが多く、将来の営農を見越した交付金の活用がなされていない集落も見られることから、将来の営農を担う若者が意見をしやすい環境づくりとして、若手農業者を集落協定の役員に登用することを推奨することとする。

④ 交付金の返還について

現行制度においては、連座制による返還規定が存在していないということが浸透しきっていないことによって、集落協定のネットワーク化の推進が阻害されている可能性があることから、制度の周知を改めて行うこととする。また、農業者の高齢化や病気、死

亡等のやむを得ない事由により営農継続が困難となった場合は、返還規定が免除されていることについても再度周知徹底を行うこととする。

⑤ 事業の周知について

若手農業者からは、中山間直払と多面支払ともに制度が難しいため、両制度ともに農家でも分かりやすいパンフレットなどを作成してほしいとの意見が出ていたことから、パンフレットの作成を進めるとともに、①で構築したサポート体制において、返還規定を含めた制度詳細の周知を行うこととする。

⑥ 支援水準

中山間直払の単価は、平場と中山間地域の生産費格差の範囲内で設定しており、制度創設以降、時々課題に応じて加算措置を創設するなどして、充実を図ってきたところである。単価の在り方については今後更に検討が必要であるが、加算措置を含めた制度の活用については、伴走支援があればもっと有効に活用できるのではないかという意見も出ており、①で構築したサポート体制において、制度の有効活用を促していくこととする。

(3) 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との一体的実施

多面支払と中山間直払については類似の申請手続等を必要としていることから、申請事務の一本化を求める意見が出ていた。このため、中山間直払の集落協定において多面支払の申請をまとめて行うことができる仕組みの導入を検討することとする。

(4) 中山間地域の活力を強化するための取組

平場と比べ条件不利性がある中でも、中山間地域の魅力を活かして営農する若手農業者の声も聞かれたことや担い手の定着に向けた意見が出ていたことから、このように中山間地域の農業に対して魅力を感じている若い世代が就農しやすい環境を作るとともに、中山間地域に関わる若い世代を増やしていくことが必要である。例えば、今年度から、地域おこし協力隊制度においては、農業を始めとした地場産業に従事する隊員が任期終了後に当該地場産業に係る起業・事業承継を行う場合、2年間の活動期間の延長(最長5年)が認められることとなったが、こういった制度の活用を促進すること、また、地域の関係機関による就

農サポート体制の充実に向けた取組や実践的なトレーニングファームの整備を推進することによって、中山間地域においても農業に意欲を持って従事する若手農業者を増やしていくこととする。

また、中山間地域において農業で「稼ぐ」ことを目指す若手農業者の声も聞かれたことから、これらの農業者が新たな取組にチャレンジしやすくするための環境を作ることが必要である。また、中山間地域においては地域ごとに様々な課題を抱えているため、地域の状況に合わせてオーダーメイドで事業の活用から取組の実施・定着等に向けたアドバイスを行う伴走支援人材や、民間企業も含めた多様な人材が中山間地域に関わることができる土台づくりが必要であると考えられる。

このため、中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用し、農業で「稼ぐ」ための支援、中山間直払を含めた農業を「支える」ための支援、「関わる」者を増やすための支援等の各種支援措置を取りまとめ、支援の強化を図ることとする。

また、地域において、地域の実情にあった取組を計画的に実施し、計画に合わせて支援措置を適切に活用していくため、地域課題や実情に合った計画の策定を支援するとともに、当該計画の策定、中山間直払を始めとした支援措置の活用、多様な人材と連携した実施体制の構築、取組の定着等に対して支援を行うことができる伴走支援体制を構築することにより、若手農業者がチャレンジしやすい環境作りを行うこととする。伴走支援体制の構築に当たっては、国の職員自ら集落に対する支援を行う取組にも力を入れることとする。

これらの取組を通じて、民間企業の活力も取り込みながら、中山間地域農業及び農業者、集落協定を育成していく。

(5) 中山間地域の農業に関する情報発信について

若手農業者からも意見が出ていたが中山間地域の農業の多面的機能への国民理解を促進することで、中山間直払を始めとした中山間地域の農業の支援措置の重要性への理解を促進するとともに、中山間地域の農業に関わる人材を増やすことが重要であることから、パンフレットの配布や各種イベントでのパネル展示、民間企業等と連携した普及啓発活動により、中山間地域の農業の有する多面的機能の情報発信に更に力を入れることとする。

5. まとめ

中山間地域振興ワーキンググループにおいては、課題を抱えながらも中山間地域で頑張っている若手農業者から様々な御意見を伺うことがで

きた。当該御意見を真摯に受け止め、若手農業者が将来にわたって営農して稼ぎ、暮らしていくことができる中山間地域が形成されるよう、中山間直払を始めとした各種支援措置について令和9年度予算要求に向けた具体的検討を進めていく。

(別紙)

中山間地域振興WGヒアリング実施状況
(ヒアリング実施市町村及び実施日)

【ヒアリング実施期間：1/13～3/28】

北海道：深川市(3/26)、岩見沢市(3/26)
岩手県：花巻市(3/18)、二戸市(3/18)
秋田県：鹿角市(3/26)
山形県：西川町(2/26)、大江町(2/26)、村山市(2/26)
福島県：天栄村(3/23)、大玉村(3/25)
山梨県：身延町(3/25)、北杜市(3/26)、道志村(3/26)
長野県：中野市(1/14)、山ノ内町(1/14)
静岡県：静岡市(2/17)
新潟県：十日町市(3/19)、上越市(3/25)
石川県：七尾市(3/18)、志賀町(3/18)、羽咋市(3/24)
福井県：南越前町(1/13)、越前市(1/13)、越前町(1/13)
岐阜県：恵那市(3/23)、飛騨市(3/25・28)
愛知県：新城市(2/13)
京都府：和束町(3/26)、綾部市(3/27)
奈良県：五條市(3/5)
和歌山県：田辺市(3/24)
島根県：津和野町(2/6)、益田市(2/7)
広島県：世羅町(3/24)
山口県：周南市(3/18)
高知県：四万十町(3/18)
長崎県：松浦市(2/17)、五島市(2/18)
大分県：豊後大野市(3/19)、竹田市(3/19)
宮崎県：日之影町(3/18)、美郷町(3/18)
沖縄県：伊是名村(3/18)、北大東村(3/23)

以上、24道府県44市町村で実施。